

第1回三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議議事概要

日 時 : 令和6年5月27日(月) 17:00~19:00
場 所 : 三重県庁 講堂棟 3階 131会議室・132会議室
公開・非公開 : 公開(傍聴者2名)
委員出席者 : 出席者名簿のとおり(全員出席・平賀委員と須藤委員はオンライン出席)
オブザーバー出席者 : 出席者名簿のとおり(全員出席)

(座長の選任)

藤原委員を座長に選任。

(国の策定要領)

【事務局】

資料2~資料4について説明。

(三重県の現状)

【事務局】

資料5-1~資料8について説明。

(今後の進め方)

【事務局】

資料9~資料10について説明。

(意見交換)

【座長】

もうすでに55分経過した。皆さんから意見をいただく時間が1時間ほどしかないということになる。資料を急に示された今日の会議の目的は互いに情報共有を行うことである。情報共有というのは、要するに5年前に立てた計画から5年経過してきて、その中の数値としては色々報告の中にあっただ。それはなぜそうなったのかということをし少し肉付けをするような形で、委員の皆様、当然そういった実務、実際に関わっているわけなので、まずその情報共有を行いたいと思う。

それから構成案の作成のための情報共有ということも今日は重要かと思う。それで一応4つの項目に分けて議論を進めて欲しいという事務局からの要請があるので、まず、代替養育、パーマネンシー保障、里親・ファミリーホームへの委託の推進、施設の小規模・地域分散化、高機能化について、互いにこの5年間振り返りながら、計画に基づいてやろうとしたこと、やろうとしたけどできなかったこと、ここはうまくいったとか、まずそういうことを出し合いたいと思う。どなたか口火を切ってください。

【委員】

この5年間、すごい勢いで里親委託率も伸びていったと思う。多分作成したときには20%

超えたぐらいのところから30%まで早かったが、そこから後、横ばいというのが現状である。原因は、コロナの影響があったり、幸いなことに、要保護児童が当初予想では600人を予定していたが、現行、500人ぐらいのところの推移となっている。その部分については、計画の中で、委員の皆様の協力、特に施設関係の方は、児童家庭支援センター等を設置し、在宅で何とか持ちこたえてる家庭が増えているのかなと実感として思う。

ただ、今回の策定要領の中で、代替養育を必要な子ども、もしくは、一時保護についても、「家庭養育の優先原則」が徹底されるように指示があったと思う。

この三重県においても、今年度から作成するこの計画案については、先ほど事務局の方からありました「家庭養育優先の原則」、「パーマネンシー保障」、それからもう一つ、子どもの意見の尊重するというような、「子どもの最善の利益」という部分について、しっかりと委員の皆様で議論を進めてほしい。その部分について、里親の立場で、今後意見を言う際には、施設の皆様、関係者の方に今以上の努力を求めるような発言するかと思うが、里親としては、関係者の皆様に協力をしてもらわないと子どもの養育ができないということについて、里親全員が認識を持っているので、より一層、ちょっと厳しいことを申し上げることもあると思う。

皆様は本気になって、三重県の子どもたちが、三重県で生まれて、三重県で育て、本当によかったと言われるような、誰も取りこぼさないような、そんな計画を立てていきたいと思う。委員の皆様の協力をお願いします。

【座長】

里親からの発言があったので、施設やファミリーホームの方からも是非発言をお願いしたい。

【委員】

このような会議に参加させてもらうのも初めてで、なかなか俯瞰的に見ることはできないが、色々な里親の繋がりとかファミリーホームの繋がりの中で、しばしば話題に出るのが、里親に委託があっても、何らかの理由で措置変更になってしまったという話を聞くようになったと実感している。

もう一つは、里親やファミリーホームへの委託について、何か躊躇するというか、どこに原因があるかわからないが、そういう生の声を聞いたりもする。何が起きているのかを知りたいという気持ちがある。

【座長】

養護施設の方から発表をお願いします。

【委員】

施設の立場として、5年前の会議の様子を会議に出席した方から聞かせてもらい、今に至ってるが、これまで、1つの施設が閉鎖したり、色々施設の方も随分動いていったと思う。

また、各施設の小規模化、地域分散化はすごく進んでいった、コロナがあって計画の5年間のうち3年間は色々対応に追われていた。振り返ってみると、子どもの数が減っているのは事実で、正直なところ措置児童数も減っていると思う。それは、本当に措置の必要な子どもが措置されていないのか、いや、一時保護の子どもは多く来ているような感触があるので、実際のところ要保護、要支援のところとどまり施設入所まで至っていないのではないかと、過去5年間の現場の様子として感じている。

【座長】

要支援児童でかなり問題があるが施設入所に、措置に至らずに、家庭に踏みとどまってるというような事実が本当にあるのかどうかということも委員の皆様から情報をいただきたい。こ

これは児童家庭支援センターとか、児童相談所とか、発言をいただきたい。

【委員】

10年スパンで見ると、現場の変化は改めて感じる。

色々な現象が起きているが、基本的には家庭養育の優先が原則であるという認識は深まっている。ただ、家庭養育に特化した児童相談所の体制強化が追いついてない。

日々通告対応に終始せざるを得ない現場の状況はまだ改善されてきていないと思う。

在宅支援は市町ということであるから、主役は市町と思うが、意欲的な取組が増えてきているのも傾向としてある。しかし、まだまだ担当者の力量に依拠するところが非常に大きいのも事実。これからこども家庭センターが立ち上がり、各市町がどのように強化していくかのスタート時点にいると思う。在宅で持ちこたえている家庭の数が増えているか減っているかだが、児相相談所は在宅が困難な状況での関わりがメインで全体の把握は難しく、市町に聞きたいところである。

【座長】

三重県のすべての市、すべての町についての把握は難しいと思うので、それぞれの所属の市町がどうなのかについて、是非発言いただきたい。

【委員】

私もこの春から業務に就いた部分であるので、まだまだこれから勉強すべき具体的な部分でもある。これまでは保育課の課長しており、保育所関係の業務を行っていた。保育所からも、子どもが保護されたというのは、本当に多く連絡が入った。ただ割とすぐに家庭に戻されてくるという感覚がある。

あと施設の体制はどうか、わからない部分であるが、多くの傾向として、主に就学前の子どもが減少しているものの、3歳未満児0・1・2歳児の保育利用はまだ増えている、横ばいの状況が続いているということである。3歳未満の子どもたちの保護は、そんなに減っていないのではないかと感じる。子どもの世話をする施設側が体制として配置基準というのもあるので、正直疑問に思う部分もある。

【委員】

15,000人ほどの人口の町である。

町の状況については、実は私も保育園担当はしていたが、児童虐待防止で社会的養護の関係の事務や取組は経験が浅く、まだ知識がないところである。私の経験の中で、保育園にしる、保育園の事業にしる、子どもが減少にあるというのは間違いない。特に町より南に行けば行くほど、「少子化」が進んでいる中である。しっかりと向き合って、命と権利を守っていく取組をしている。最近気になるところは、家庭への支援、特に親に対しての支援の必要性が非常に高まってきている。町は、家庭の支援の取組が増えてきている。取組中で、その原因としては、色々な理由があるとは思いますが、核家族が進む中で、地域力の低下が若干影響しているのではないかとと思う。

子どもに関してしっかりと取り組む中で、実は在宅、家庭での保育がどこまで必要かというのは数字的にしっかりとつかんでいない。ちょうど町において、子ども・子育て支援事業計画、5ヵ年計画を令和7年度から始まる。現在、策定の途中で、しっかりとアンケートを行う中で、実際の意見やデジタル情報を踏まえて、分析調査、実際どのような計画を作っていくのか検討しているところである。

【座長】

児童家庭支援センターはどうか。

【委員】

私は児童家庭支援センターに着任して7年経つが、体感としては、明らかに要支援家庭の数、潜在的にニーズのある家庭が増えてると思う。子どもの数は減っているが、その限られた家庭の数の中に占める要支援性というか、相談ニーズのある家庭が、増えている。相談件数は一向に減っていく気配がないというのを感じている。例えば不登校が増えていたり、家庭でのしつけより、養育より、教育の方でも学校が対応しきれてない。家庭に踏み込めない、そのような相談が多いと感じる。

そのため、市町の方が言われるように、減少はしているが、一般家庭が要支援化している、語弊がないようにしたいが、養育力全般が低下してきているのは肌で感じている。通告されて児童相談所が関与することになるかならないかで、台帳になってくるかどうかの違いはあるが、関与がないために児童家庭支援センターで相談にのるようなところもあると感じる。

【座長】

委員に確認のため発言いただきたい。

「家庭養育優先の原則」というのは、「児童福祉司」や「児童心理司」の仕事に随分影響を与えているという認識であるのか。

【委員】

影響を与えている。

以前は里親委託の対象にしていなかったようなケース…特に高年齢の児童の里親委託…が増えている。また、色々なパターンの里親委託、親族里親も含めるとかなり増えてきている。

児童相談所職員も措置の際に里親委託できない理由を考えるとというような意識の変化はある。また、里親委託ではなく、実親を支援して家庭に留まらせるという選択もある。実親の力が不十分であっても、児相なり市町の支援でなるべくその家庭に子どもを踏みとどまらせる方法をとる。

里親に限らず、通告があって児童相談所が介入する部分で、長期的な処遇では里親委託優先の原則が現場の意識としてある。とはいえ、実情として子どもが落ち着いてないなどの理由で施設処遇を選択する場合も並行して存在している。

勿論、すべての子どもは出身家庭で親に育ててもらうのが原則であるということは認識しているが、児童相談所の仕事の中では、そのような家庭の情報は入らない。何らかの課題がある家庭への対応を日々進めている状況である。

【座長】

オブザーバー委員の皆様からの意見はどうでしょうか。乳児院の委員も是非伺いたいと思う。

【委員】

私も乳児院をしばらく離れていて、戻って3年・4年経つが、当乳児院でも、昔とは随分変わったという印象を感じている。まず入所している子どもたちは、以前であれば措置に切り替わるタイミングでは、割と措置になっていたが、現在では、なかなか措置に切り替わらなくなった。一時保護の期間が長くなっていると感じる。入所している子ども年齢についても、以前では長期にいる子どもは何らかの発達の問題があったり、児童養護施設では集団生活が難しいという子どもが多かったが、今は、児童養護施設が小規模化して、定員も減って、空き部屋がないので上がれない形で、なかには長期になる児童がいる。ただ、乳児院に長くいると、職員とのコミュニケーションも取れたり、関係性が深まる場所もあり、一概に悪くはない。

状況としては、年齢が高い、3歳・4歳の子どもが結構多いという印象を受ける。

それから、今回この資料を見て、要保護児童、代替養育が必要な要保護児童の人数が、3月末の数値データで出ていて、3月は児童が一気に退所するなど一番減る時期である。空き部屋があるように見えるが、3月までは割といっぱい状態が続いている。少し空き部屋があるところには、一時保護やショートステイで預かる場合もあり、定員を超えてしまうようなときがあるのも、現状である。

【座長】

年度末の人数の認識について発言をお願いします。

【委員】

37名足した数字が多分本当の3月末の人数で、4月になって各施設、2割ぐらい減らすのではないかと思います。

【座長】

今までところで、発言をお願いします。

【委員】

前回の計画を策定するときを振り返って、要保護児童数をどのように見積もるかというところで意見が分かれたと思う。先ほど事務局から意見調整をして、結論を見だしていきたいという話があったが、前回では私の印象で言うと、最終的に強引な形で要保護児童数が算出されたと認識している。少子化であるけれども要保護児童数は増えているという指摘、私もそうではないかと思っている。今回改めて要保護児童数については、再度検討しなければならないのと思っている。

あともう1点は今後市町の役割が非常に重要であるということは、共通した認識であると思うが、今回の策定検討会議においても、できるだけ市町の方の意見とか、市町の方が参画してもらうような方向で考えていくべきであると思う。実際のところ委員として市町の代表の方が入っているが、作業部会に市町の方や関係者の方が入って、手厚く協議することは現実的にはどうか。これでは市町の方の意見収集が十分ではないように思う。市町の代表で出席して他の市町のことは分からないということでは、以前より市町の役割が重視される中で、これでの心配である。

【座長】

確かに市町が子ども支援体制がどのようにとられてるのか、市町によってまちまちである。何かそのデータが欲しいという気はするが、事務局はどう考えていくのか。

【事務局】

作業部会の中には市町・地域連携部会をつくり、その中でも協力をお願いしたいと考えている。県内29市町あるので、それぞれのところに意見照会をかけるという方法もあり、幅広く意見を照会していきたいと考えている。

【座長】

是非データを収集していきたいと思う。

データが必要である。現状として基礎的なデータが必要である。

施設の小規模化・地域分散化・高機能化について意見がでていないので、施設の方から話をお願いします。この5年間どうであったのか、委員をお願いします。

【委員】

これもすべての施設について語るのは無理なので、資料7が一番わかりやすいと思う。今ま

で本体施設しかなかったところが、一番最初の社会的養護推進計画、平成26年から始まってからかれこれ10年ぐらいになると思うが、その間に、児童養護施設、乳児院は、その小規模化、本体施設のユニット化はほぼ進んでいると思う。定員数は確実に下がったはずなので、ほとんどの施設が最低ラインの30名規模となっている。

乳児院においても、大体10名とか25名とか、少ない数字になってると思う。分園型がこの5年のうちに増え、地域小規模はその前のときの計画であったような記憶がある。

引き続き、現行計画の中で、地域分散化であったりとか、分園型であったり、進めている現状がある。三重県内では、ユニット化、小規模化からその地域の分散化は進んでいると認識している。

【座長】

もう少し深掘りして質問すると、施設によって区々であり原因をどのように考えているのか。

【委員】

どうしても施設整備には整備計画があり、順番にどこの施設で、どのような整備を行うかは決められたところがあるので、その決められた順に基づいて各施設が整備をしてきた。整備が順調に実施できているところはいいが、整備計画しかなく、1つの施設に1つの分園が精一杯であるとか思うように進まないところは、ばらつきが出てくると思う。私の施設では、たまたま施設周辺の民家をうまく転じることができたので、分散化が進められたと思う。これは特殊なケースだと思う。

地域へ出れば出るほど職員が分散してしまうので、指揮命令系統であったり、その安全面を担保したり、各施設が慎重に検討していると思う。そういう部分で、分園型、本体施設から外へ出るということの、躊躇ではないが、その取り進めていくことの難しさがある。

基準としては、6に対して5.5の職員が配置されるので、労働条件としては改善された、例えば、宿直がなかったとか良くなったと思う。そういうことを進めていきたいが、それを複数行うことの困難さがあると思う。そういう面でもばらつきがあると思う。

【座長】

環境的な要因と職員確保の問題、それも両方があるということである。育成の問題が分かった。

【委員】

本当に施設の方の小規模化は進んでいると思う。ただ高機能化について、里親のところで養育が本当に難しいような医療的ケアを必要とする子どもは、今どこに行っているのかと思う。

また、それから資料8では、たとえ登録数に対する委託率、要するに、里親委託率だけではなくて、せっかく志を持って養育しようと思ってる里親が実際のところ一番多いときは35%、徐々に上がっていき、何故かここ近年は29%、27%、25%と下がっている。これは単純なことでは分析してないからわからない。

小規模化した本体施設が、もっともっと別の用途の多機能化、高機能化を行い、フォスタリング機関から里親支援機関となって里親を支えていく。本当に今まで難しいと思われた子どもも、高機能化という形で、里親支援を重点的に行うことが各地域で広がれば、里親で十分養育できると思う。児童相談所の強化も必要であるが、里親の75%が登録したけど子どもの養育に値しない里親であるとは思えないので、今後、里親の75%の方をより活用していただくことで、基本理念のところの行き場のない子どもは絶対つくらなくていけると思う。

【座長】

多くの委員の発言はこれを深めるとても難しい問題になっているので、もう少しデータが必要であると思う。今日すぐにそれを議論するのは難しいと思うので是非委員の皆様の頭に留めていただいて、もう少し深くデータを集めた上で議論してみたいと思う。

(5)、(7)、(8)、(9)、(2)に関わって意見は、他にありませんか。残り35分になったので、意見がなければ次に進めたいと思う。

【委員】

疑問に思うところがあり、教えてほしい。施設の小規模化、様々な工夫で小規模化していく、それは家庭的な養育環境を子どもたちに提供することで、その上でその高機能化、多機能化というのは、どのようなことなのか知りたい。

高年齢児を里親委託優先という流れで、委託することも増えている。色々と里親やファミリーホームの話を知ると、かなり難しい子どもを受けている家庭が増えていると思う。そういう中で、状況によっては、措置変更をせざるを得ないケースも増えてきていると実感している。

少し難しい子どもを受ける里親、ファミリーホームが増えている、施設はもちろん受けていると思うが、その小規模化をした上で、それは家庭的な養育環境を提供する、その上で施設が特化して高機能化・多機能化とは一体どういうことなのか教えてほしい。

【座長】

これは事務局に理解を聞いてみたいと思う。

具体的には高機能化・多機能化とはどういうことを期待してるのかなど、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料5-1を見てください。

指標の4番では、児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数を計上している。機能の1つは、児童家庭支援センターの設置で、地域支援に施設機能を還元すること。2つ目は、一時保護専用施設の設置で、入所には至らないが、安全確保が必要な子どもであったり、一時的に支援が必要な入所、家庭から離れた支援が必要な子どもの受入れを整えること。3つ目に、里親支援としてフォスタリング機関、あるいは、その延長線上の「里親支援センター」であるが、そのようなフォスタリング機関の取組を通して地域の里親への支援を強めていくこと。

ただ、前期の社会的養育推進計画の後期部分では、そこにプラスして、医療ケア児への対応も若干入ってくる。それは、常勤、常設の医師を置いた上で、入院の代替機能のようなことで求められている。かなりハードルが高く、いかに児童養護施設の職員、あるいは、施設としての専門機能をもってしてもなかなか厳しいという意見が全国的にもあり、三重県もそこまでできてない状況である。とりあえず今3つの機能の合計数という形である。

当然その中には里親への支援でフォスタリングもあり、地域支援という意味合いでの児童家庭支援センターということもあり、短期の入所支援ということで一時保護専用施設という機能もあると思う。そういう切り方でいいのかは、今回の議論でも必要になってくると思う。

【座長】

それでは、このテーマは一応ここで終わりとして、次の子どもの権利擁護と一時保護改革というところで意見ををお願いします。子どもの権利擁護ということで発言をいただきたい。

【委員】

三重県だけではなく全国的な部分ではあるが、要保護児童の措置の決定について、当事者の

意見が反映されていないというのが、よくある意見である。本人にどこに行きたいという希望を聞かずに、里親家庭から何らかの理由で措置が解除されたり、措置変更されたときに、子どもがその里親家庭に戻りたいという場合がある。多少なりとも不調があったときに、支援機関や児童相談所が、子どもの意見を聞き（この里親家庭についても安易な形で措置変更するのではなく、行政から見たとき里親は単なる委託先かもしれないが、そこで生活を共にする里親子については感情的な部分があり、一時の衝突や不適切な養育環境があるかもしれないが）、双方が望むのであれば、その里親家庭に戻すことについても（もし子どもの意見が反映できるような措置ということを前提に、子どもの最善の利益を念頭に置くならば）、可能ではないかと感じる。

とにかく子どもの意見が重要である。たった1回だけ言った言葉に固執するのではなく、子どもはその場しのぎで自分の本心じゃないことを言うこともある。十分に子どもの意見を聞く中で、子どもの意見を反映したり、実際の最善の利益を求めよう、この計画案の中に盛り込んでほしい。

【座長】

現状として、措置児童の意見表明の権利をどのように保障するかについて、三重県はどのような状態なのか教えてほしい。

県によっては、弁護士が子どもの代理人という形で意見表明を行っている県もある。

【事務局】

ここ5年ぐらいの間、試行的に取組を進めてきた。一定一時保護を実施している子どもに、全員ではないが、アドボケイトの時間を設けて意見表明の支援に取り組んでいる。場合によっては、その施設にいる子どもの中でも、そういうアドボケイトの必要性がある子どもには、声をかける中でアドボケイトを派遣して、意見聴取、聞き取りをしているケースもある。

ただ、それはまだ試行的な段階で、まだまだ本格的な取組には至っていないが、改正児童福祉法の中でも求められてきているので、現状としてはそういった体制をしっかりととりながら少しずつ対象を広げている。一時保護所の中で意見表明を支援をするということで、当初は一時保護所に勤務する職員を対象に、アドボケイトの研修を進めてきたが、第三者性を担保するという意味合いと、なかなか県内でも第三者的にアドボケイトに入れるところが5年ぐらい前では少なかった、体制も整っていなかった。ここ最近はアドボカシーセンターのようなところが、NPOであるが、育ってきた、でき上がってきた、体制としても整ってきた。三重県もそういう意味では、第三者性ということで、いずれにしても委託事業になるが、そのような形で今、進めている。

【座長】

試行実施というのは、県が試行実施をするという何らかの規定とか規則とかに基づいて行われている事業なのか。

【事務局】

アドボカシーや権利擁護の高まりは何年も前からあったので、県として全く何も手をつけずにいくわけにはいかないだろうという見込みも含めて、児童相談現場の中でまず試行的に取り組んできた、取組を進めてきた。規則に盛り込んでとか、計画に盛り込んで予定してきたわけではなく、今回の法改正6条の改正によって大きく強く位置付けられたので、これからはもっと取組が求められてくる、やらなければならない部分に入ってきていると感じている。

【座長】

実際に、立ち上げられたNPOにもうすでにくつかのケースをお願いしたのか。まだなのか。

【事務局】

もうすでに令和4年度から委託という形で進めている。一時保護所を中心に、そこから一時保護所+児童養護施設の一時保護施設、今年度からそこに+児童養護施設に入所してる子どもという形で徐々に広げてきている。

【座長】

この意見表明、権利擁護について何か発言をお願いします。

【委員】

私は話を聞いていて難しい話もたくさんあり、意見を言うのは怖いけど、自分が保護されていたとき、何を誰に助けを求めているのか、見通しも何も持たなくて、今思えば、施設の職員から色々な道がある、里親があったりとか、そのようなことを知るだけでもできてたら、考え方や生き方が変わっていたのではないかなと思うので、子どもたちには何か様々な見通しを持たせてあげたいと思う。そういうのができたらいいなと感じている。

【委員】

私も難しいことは分からないけど、実体験として、1歳から18歳まで児童養護施設で育て、物心ついたときから施設で育てられて、それが当たり前であった。

2組の里親についてもらい、2組とも「家族にならないか」という話があった。

1組目では、多分6歳ぐらいの小学生に上がるかどうかぐらいのときに、そういう話があったけど、実親がいるので、実親と過ごしたいという思いもあり断った。しかし、たまに実家に帰ると、そこで虐待を見たりとか、兄が虐待されてるのを見たりして、実家に帰るのが怖いと思った。物心ついたときに怖いと思うようになって、児童養護施設の先生には本当に助けられたと思う。また2組目の里親についても、今も付き合いがあり、20年付き合いしている。今も関係があるので、里親にも助けられている。難しいことは分からないけど、里親を含め、施設養護施設というものも、今後、形を変えながらも続いてほしいと思う。

【座長】

子どもの権利擁護について何か意見ををお願いします。

児童自立支援施設とか、児童心理治療施設でお願いします。なかなか「権利擁護」のところ難しい施設かと思うが。

【委員】

先生が言われるように、児童自立支援施設にこの4月から赴任しているけど、「権利擁護」というのはまだまだ進んでいないと感じている。子ども自身も自分たちが権利の主体という認識が足りていなし、その部分ではまだまだこれから子どもたちへの説明とあわせて、それを支える職員の意識を醸成していく必要があると感じている。

【委員】

特にこの数字の評価の取組は正しいと思う。

まず、子どもたちがそこを理解をして、私たちの行う支援を、どのような意味があってこの支援を行っているのかということの理解がきちんとできる子どもたちが入所していれば、多分この権利擁護の取組に私たちも進んでいける。しかしながら、なかなかそこが理解してもらえない子どもたちが非常に多いので、とにかく苦労している。全国的にも心理治療施設の協議会でも、そこをもう少ししっかりと取り組んでいかないといけない。どこの施設も、権利擁護の

ことで問題が持ち上がっているという実態がある。

【座長】

この権利擁護の問題は、例外をつくってはいけないという問題だと思うので、是非、児童自立支援施設、児童心理治療施設でどうあるべきかということも議論していきたいと思っている。

このテーマで最後に、一時保護改革と権利擁護について、是非、児童相談所の意見を願います。

【委員】

一時保護をめぐる状況も目まぐるしく変わっている。以前の児童相談所の一時保護所は、髪を染めている子がいたら染め直して、ピアスがあったら外して…今もそれは続いているが…非行の問題を抱えた子どもを中心に、矯正施設型の側面が強かったと思う。

一時保護所の変化はまだまだ本当に途上についたばかりであるが、事務局から説明のあった意見表明、何とか子どもの意見をくみ取る体制を、これから作っていかうとしているところである。

その中でも色々な報道になるような事柄も起きてる中で、特性のある子ども…自傷他害の恐れのある子どもで自身が望まない形で保護されている場合、君には権利があると説明していくことはものすごく困難である。児童相談所単独でやれることなく、アドボケイトに期待するところである。

アドボケイト事業はまだ試行段階ではあるが、その希望が実現するかどうかは別として今までは児童が意見表明する機会が保障されていなかったというのも事実であり、今後何らかの形で保障していかなければならない。

あと、一時保護所の建て替えがあり、何年後か失念したが保護所の環境が変わり、すごくいいものができるかと強く期待している。

【座長】

一時保護については、親の不同意のケースに司法審査が入るということで、間もなくそういう制度になるが、これも大きな改革であると思う。それから、一時保護専用施設の整備が目標が全く達成できてないが、その理由について意見を伺いたい。

【委員】

早くから一時保護専用施設を運営している立場から、まず職員数が少ないと思う。2.5人の職員数で4人なり6人の児童を見ていけというのは、分園型を考えると数が少ない。経費に関しては改善されたと思うが、少なくともアセスメントなので、入所の子どもよりもっと細かく子どものことを見ていく必要があり、その記録をきちっと取ったりとか、行動診断の所見が書けたりスキルのある職員を育てるのは難しいと思う。進んでいかない要因として言うと語弊があるかもしれないが、そういうことをクリアしていかないと、その一時保護専用施設を運営するのが難しいと思う。

一応、来年度からもっと基準が上がるようで、学習の職員を置いたり、看護師を置いたり、心理職を置いたりと求められてくるので、それに一時保護専用施設も右に倣えということなのか、聞きたいぐらいの状況である。

【座長】

そうしてくださいという基盤が、非常に不十分であるということか。

基盤が不十分で、作りたくても作れないということか。

【委員】

本体施設に附置しないと、本体の応援があってできる話であると思う。

【座長】

一時保護についても重要な問題ですので、またこれについても深い議論が必要かと思う。

【委員】

先程言い忘れたが、人材の確保というのもすごく大きな問題で、この問題はどこで検討されるのか。

【事務局】

この会議で検討する。

【委員】

今回、この委員の中に社会的養護経験者を委員に入れたのは県の努力としていいことだと思う。もっと色々と言言して、我々も問題意識を共有していかなければならないと思う。遠慮しているようにも思うが、もっと色々と思っている複雑なこと、前期の計画づくりのときに社会的養護経験者、何人かにインタビューみたいなことをさせてもらい、それをもう少し発展させて今回は委員になってもらっているのだから、色々と言言してもらい、そこから学びながら、我々もその権利擁護の問題について言葉だけではなく、真実の意味で子どもの権利が保障されるようにできればいいと思う。

【座長】

専門職員の養成については、後で事務局から答えてもらうこととして、次のテーマに移りたい。市町の支援体制、社会的養護の自立支援、児童相談所の強化、それぞれすごく難しい問題であるが、あわせて、妊産婦、障害児入所施設の問題も議論したいと思う。

【委員】

里親委託を推進するためにも、児童相談所の強化は不可欠であると思う。

先進的に取り組んでいる福岡市にあたっては、50人の里親専用のケースワーカー、それから里親へ委託するときに、親の同意を求められない場合もあるので、常駐の弁護士を児童相談所に配置して、措置先を求めないような同意書を書かし、同意書を書かないときに弁護士が家庭裁判所の審判を受けて措置先を里親に決めていく。国の言う75%、50%をクリアしようと思うなら、児童相談所のケースワーカーを増やし、ケースワーカーのスキルを上げる。それから、今まで児童相談所が担っていた業務を、いかに多機能化した施設に委託していくか、大変重要なことだと思う。

それから今回の社会的養護の自立についても、一定の年齢制限が撤廃されたり、在宅のままでも要保護児童にならず支援を受けられなかった子どもについても、一定の支援を受けられる枠組ができた。これについても、施設の多機能化という部分で担ってもらう。養育については里親に任せてもらう。多機能化して、地域支援や里親支援に特化したような施設になってほしいと思う。

【座長】

深刻な虐待が起きると必ず児童相談所が責められるし、市町が責められるが、この5年の間に児童相談所も市町もそれぞれ体制としては、決して後ろに下がっているのではなく、随分前に進んできたと思う。行政機関というのは、大体、職員が減らされる中で随分人的な強化がなされたと思う。児童相談所や市町の客観的に前進したところを共有するという意味で、児童相談所と市町から発言をお願いする。

【委員】

児童相談所に勤務して20数年になる。初任時は私1名が鈴鹿市担当のケースワーカーだったが、今では鈴鹿児童相談所ができています。この状況は当時予想もできなかった。

それ以外の部分でも、児童福祉司や児童心理司の増員は、国のプランどおりに概ね定数増してきているが、今度はなり手不足の問題が出てきている。

さらに、委員の言われる先進地のような体制をとるのは、今の体制では無理であると思う。しかし、座長が言われるように手をこまねいて何も手を打っていなかったわけではないということも強調したい。

1つ言い忘れたことがあるので。以前では保護中に色々な見通しを説明することができていなかったことについて、私もその当事者でもあった者としてお詫びを申し上げたい。また、これからは、きちんと説明していくことも伝えたい。また話を聞かせてください。

【委員】

町においては、今後家庭センターの設立を来年に向けて準備を進めているところである。

また、サポートプランの準備も進めているが、やはり多気町の実情として、そもそもの職員数が足りていない、専門的な人材が少ないというのが大きな原因だと思う。

また、人材が育っている中で、育てる人、先輩が不在の中で、また、行政ならではの、1年、2年で異動ということがあるので、一旦リセットというか、振り出しに戻ってしまうということがあった。ただ、現在、こども課ができた中で、しっかりと専門職員を配置し、子どもたちの権利を守る中で取り組みたいと考えている。執行部等の中で検討を進めているところである。

あとは、日々、児童相談所としっかり連携させてもらう中で、また、要保護児童対策地域協議とも連携する中で、取組を進めている。私は事務の経験はないが、ここ一、二年の動きを見ると、これまで以上に各機関と、また、児童相談所と連携をしっかりと進めている。昔以上というか数年前に比べて、取組も強化、手厚く支援に向けて進んでいると感じている。

【座長】

「児童相談所様」と言うのをやめよう。「児童相談所」でよいと思う。

【委員】

市では、昨年度5月に市駅前に福祉健康ステーションを、ビル3フロアに公共の福祉が入ったということもあり、保健センター、子ども発達支援室、それから母子保健のままごとテラス、子育て支援センター、そして私どもの福祉総合支援センターが入居している。

一番重要で、すごくよかったことは、母子保健と児童福祉が一体化して子ども家庭センターも昨年度に設置した形であるが、妊産婦が母子健康手帳を取得される段階から、総合的な支援ができるところである。連携しながら、特に特定妊婦になられる方には、きめ細やかな支援ができる「ほっとテラス」では、相談件数がこの1年で4倍に増えるというような形で強化されてきている。

また、私どもの福祉総合支援センターでは専門職、保健師や社会福祉司、精神保健福祉司、学校の教員と家庭児童相談員、女性相談員と専門職がいるが、子どもだけのことをしているわけではなく、高齢者や障害者すべてを総合相談という形で全部請負ってる。そうすることで、子どもの方で出てきた問題に対して重層的に、子どもだけで解決しない、家庭、例えば、お母さんが精神であったら精神の部分の重層的なところで、他の係と一緒に考えていることができる。人材が不足している中では、今の体制は充実していて、迅速に対応につなげることができる。この1年間で非常に大きく変わってきたと思っている。

また、市では、児童養護施設2ヶ所あり、研修であったりとか、そのような研修なども続けながら、本当に関係機関との連携を、これからもっともっと重視しながら進めていくことがより深まってきたところが、変わってきたところと思う。

【座長】

発言をいただけていないので、お願いします。

【委員】

ショートステイ事業、子育て短期支援事業の打診や利用が非常に多くなってきているのを実感している。なるべく利用していただけるようにしている。レスパイトで短期間でも利用してもらうことで、少しでも家庭で養育できるような形で、市町に対して協力している。

【委員】

私たち母子生活支援施設は、市町の福祉事務所と連携することがほぼメインです。その中で感じるところは、市町によって、支援に差が出てくると感じている。三重県のどの市町に住んでいても同じ支援が受けられるような形が非常に理想的であると思っているが、市町によって色が出るのは非常にいいことであると思うので、そのあたりを計画の中で入れていけたらいいと思う。

また、前期の計画では、母子生活支援施設の名称と説明と機能説明と連携していくということだったと思うが、今回の策定要領の中では母子生活支援施設を使っていくことが明記されているので、親子を一緒に支援できる唯一の施設であるため、その強みを活かしていただきたい。先ほどから話題になっている「人手不足」についても、我々民間は異動することなく支援できるので、是非有効に活用してほしい。

【座長】

それでは委員の皆様からの意見を打ち切りたいと思う。最後に是非一言言いたいという人は、発言を許したいと思う。

【委員】

一時保護について忘れたので、一時保護についても、家庭生活、家庭的養育の優先があるので、一部の里親では児童相談所から委託というか一時保の依頼を受けているが、大分県で実施しているような一時保護専用の里親に取り組むことについても、施設では色々と要員の確保など大変であると思うが、実証実験を行う大分県を学び、今後それが国の制度となればいいが、こども未来財団、基金かを使いながら、里親についても多機能化を求めてほしいと思う。短期、や高齢児を扱う里親というように、現在25%しか活用されていない、残りの75%の里親について有効に子どもたちのために活用してもらいたいと思う。

【座長】

発言の大分県とか福岡県について、是非事務局で実態を把握してもらいたいと思う。

それでは、本日の委員の皆様からの発言は以上である。最後に事務局から人材育成はどのような位置付けになるのかについて回答願います。

【事務局】

昨年に発生した児童死亡事例の検証の中でも、「体制づくり」、「関係機関との連携」、「人材育成」という大きな3つの課題が指摘されている。

児童相談所に特化して言うと、今年度上半期のうちに、人材育成計画の骨子をまとめる方向で進めている。

また、児童相談所職員向け、あるいは、市町職員向け、さらには、施設職員向け様々な研修はここ何年も続けており、様々なテーマで開催している。

最終的に人材確保については、実は県も大きな課題で、職員定数は国の強化プランに合わせ増やしてきたが、定数に合わせて実際に職員が張り付いているかというところ、(張り付いていない)ところがあるので、そういったところも含めてどのような形の人材確保が有効なのかも他県の事例も参考にしながら研究していきたいと考えている。

施設職員についても、人材確保を進めてもらっているが、多機能化するにつれて、中堅以上の職員を多機能化する部分に割り振ることとなると、本体施設の職員が経験年数の浅い職員ばかりになってしまう。実は、児童相談所もそのような状況になっており、1年目から3年目の職員の比率が、5割・6割ぐらいになっている。5年未満で切ると7割超えぐらいの感じになる。スキルアップも何度も話に出たが、スキルあるいは専門性をどのように身につけていくのか、質を向上させていくのか大きな課題であると考えている。

【座長】

すべてのテーマに関わる大変重要でベースとなる課題であると思う。引き続きこの点は次回以降も議論してみたいと思う。

委員の皆様の協力で、県からこういうことを議論してほしいというところについては触れることはできたと思うが、目的とした情報共有がどれぐらい果たされたのかとなると、少し心もとない気がする。ただ今日は第1回目の会議なので、会議の持ち方についても、2回目、3回目と良くなっていくように委員の皆様と一緒に努力したいと思う。

それでは座長の務め終了する。

【事務局】

本日はどうもありがとうございました。

<以上>